

港湾運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名： 港湾運送約款の認可
- ② 手続根拠： 港湾運送事業法第11条第1項
- ③ 手続対象者： 一般港湾運送事業者
- ④ 提出時期： 港湾運送約款の設定（変更）をしようとするとき
- ⑤ 提出方法： 申請書を作成、添付書類を付し、一般港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局海事振興部港運課等（運輸支局又は海事事務所がある場合は運輸支局又は海事事務所を経由することができる。）に提出して下さい。
- ⑥ 手数料： なし
- ⑦ 記載方法： 相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 添付書類・部数： 相談窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

| | |
|--------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部貨物・港運課 | 011-290-1013 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 025-285-9156 |
| 関東運輸局海事振興部港運課 | 045-211-7215 |
| 中部運輸局海事振興部貨物・港運課 | 052-952-8014 |
| 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 | 06-6949-6417 |
| 神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課 | 078-321-3147 |
| 中国運輸局海事振興部貨物・港運課 | 082-228-3690 |
| 四国運輸局海事振興部貨物・港運課 | 087-825-1184 |
| 九州運輸局海事振興部港運課 | 092-472-3157 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課 | 098-866-1836 |
- ② 受付時間： 相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口： 提出先にご相談下さい。
- ④ その他： 運輸支局又は海事事務所があるかどうかについては、提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準： 港湾運送事業法第11条第2項
- ② 標準処理期間： 2ヶ月
- ③ 不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。